

目次

消防用設備等の設置に関する運用基準

第1章 消火設備

第1節	消火器具	
第1	消火器	1-1-1
第2	簡易消火器具	1-1-5
第2節	屋内消火栓設備	
第1	用語の意義	1-2-1
第2	易操作性1号消火栓又は2号消火栓の設置	1-2-3
第3	水源	1-2-4
第4	加圧送水装置等	1-2-15
第5	配管	1-2-24
第6	屋内消火栓箱	1-2-30
第7	屋内消火栓	1-2-31
第8	1号消火栓のホース及び筒先	1-2-32
第9	設置単位	1-2-33
第10	非常電源及び配線	1-2-33
第11	総合操作盤	1-2-34
第12	特例基準	1-2-34
第3節	閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	
第1	用語の意義	1-3-1
第2	水源	1-3-2
第3	加圧送水装置等	1-3-3
第4	配管	1-3-10
第5	送水口	1-3-12
第6	制御弁	1-3-13
第7	自動警報装置	1-3-14
第8	末端試験弁	1-3-15
第9	ヘッドの設置方法	1-3-16
第10	補助散水栓	1-3-22
第11	設置単位	1-3-24
第12	非常電源及び配線	1-3-24
第13	総合操作盤	1-3-24
第14	特例基準	1-3-24
第3節の2	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	
第1	用語の意義	1-3の2-1
第2	設備の類型	1-3の2-1
第3	配管系統の範囲	1-3の2-3
第4	水源	1-3の2-4
第5	加圧送水装置等	1-3の2-6
第6	配管	1-3の2-10
第7	制御弁	1-3の2-13
第8	末端試験弁	1-3の2-13
第9	ヘッドの設置方法	1-3の2-14
第10	非常電源	1-3の2-17
第11	配線	1-3の2-17
第12	非常電源及び配線	1-3の2-17
第13	総合操作盤	1-3の2-17
第14	特例基準	1-3の2-18
第4節	開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備	
第1	用語の意義	1-4-1
第2	水源	1-4-1
第3	加圧送水装置等	1-4-2
第4	配管	1-4-8
第5	放水区域	1-4-8
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	1-4-9
第7	送水口	1-4-10
第8	制御弁	1-4-10
第9	自動警報装置	1-4-10
第10	ヘッドの設置方法	1-4-11
第11	設置単位	1-4-12
第12	非常電源及び配線	1-4-12
第13	総合操作盤	1-4-13
第14	特例基準	1-4-13
第5節	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	

第1	用語の意義	1-5-1
第2	高天井の部分の取扱い	1-5-2
第3	水源	1-5-3
第4	加圧送水装置等	1-5-4
第5	配管	1-5-7
第6	放水区域	1-5-8
第7	送水口	1-5-9
第8	制御弁	1-5-9
第9	放水型ヘッド等の設置方法	1-5-10
第10	設置単位	1-5-11
第11	非常電源及び配線	1-5-11
第12	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の評価について	1-5-11
第13	総合操作盤	1-5-11
第14	特例基準	1-5-11
第6節	水噴霧消火設備	
第1	用語の意義	1-6-1
第2	水源	1-6-1
第3	加圧送水装置等	1-6-3
第4	配管	1-6-7
第5	放射区域	1-6-7
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	1-6-7
第7	制御弁	1-6-8
第8	自動警報装置	1-6-9
第9	ヘッド	1-6-9
第10	設置単位	1-6-10
第11	非常電源及び配線	1-6-10
第12	総合操作盤	1-6-10
第13	特例基準	1-6-10
第7節	泡消火設備（低発泡を用いるもの）	
第1	用語の意義	1-7-1
第2	固定式に関する基準	1-7-1
第3	移動式に関する基準	1-7-10
第4	設置単位	1-7-19
第5	非常電源及び配線	1-7-19
第6	総合操作盤	1-7-19
第7	特例基準	1-7-19
第8節	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）	
第1	用語の意義	1-8-1
第2	全域放出方式に関する基準	1-8-2
第3	局所放出方式に関する基準	1-8-19
第4	移動式に関する基準	1-8-21
第5	非常電源及び配線	1-8-26
第6	総合操作盤	1-8-26
第7	特例基準	1-8-26
第8節の2	不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）	
第1	用語の意義	1-8の2-1
第2	全域放出方式に関する基準	1-8の2-1
第3	非常電源及び配線	1-8の2-7
第4	総合操作盤	1-8の2-7
第5	特例基準	1-8の2-7
第9節	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）	
第1	用語の意義	1-9-1
第2	設置場所	1-9-1
第3	全域放出方式に関する基準	1-9-3
第4	局所放出方式に関する基準	1-9-10
第5	移動式に関する基準	1-9-11
第6	非常電源及び配線	1-9-12
第7	総合操作盤	1-9-12
第8	特例基準	1-9-13
第9節の2	ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK5-1-12を放射するもの）	
第1	用語の意義	1-9の2-1
第2	全域放出方式に関する基準	1-9の2-1
第3	非常電源及び配線	1-9の2-5
第4	総合操作盤	1-9の2-5

第10節	粉末消火設備	
第1	用語の意義	1-10-1
第2	全域放出方式に関する基準	1-10-1
第3	局所放出方式に関する基準	1-10-7
第4	移動式に関する基準	1-10-8
第5	非常電源及び配線	1-10-10
第6	総合操作盤	1-10-10
第7	特例基準	1-10-10
第11節	屋外消火栓設備	
第1	用語の意義	1-11-1
第2	水源	1-11-1
第3	加圧送水装置等	1-11-1
第4	配管	1-11-3
第5	屋外消火栓箱	1-11-4
第6	屋外消火栓（ホース接続口）	1-11-4
第7	ホース及び筒先	1-11-5
第8	設置単位	1-11-5
第9	非常電源及び配線	1-11-6
第10	総合操作盤	1-11-6
第11	特例基準	1-11-6
第12節	動力消防ポンプ設備	
第1	用語の意義	1-12-1
第2	水源	1-12-1
第3	常置場所	1-12-1
第4	放水用器具	1-12-2
第5	標識	1-12-2
第6	特例基準	1-12-2

第2章 警報設備

第1節	自動火災報知設備	
第1	用語の意義	2-1-1
第2	警戒区域	2-1-2
第3	受信機	2-1-3
第4	感知器	2-1-8
第5	中継器	2-1-30
第6	音響装置	2-1-31
第7	発信機及び表示灯	2-1-35
第8	副受信機	2-1-36
第9	電源	2-1-36
第10	配線	2-1-37
第11	総合操作盤	2-1-43
第12	特例基準	2-1-43
第2節	ガス漏れ火災警報設備	
第1	用語の意義	2-2-1
第2	機器	2-2-2
第3	警戒区域	2-2-2
第4	受信機	2-2-3
第5	検知器	2-2-3
第6	検知器	2-2-4
第7	中継器	2-2-6
第8	警報装置	2-2-7
第9	電源及び配線	2-2-8
第10	総合操作盤	2-2-8
第11	特例基準	2-2-8
第3節	漏電火災警報器	
第1	用語の意義	2-3-1
第2	契約電流容量の算定方法	2-3-1
第3	設置場所及び設置方法	2-3-2
第4	電源及び配線	2-3-7
第5	特例基準	2-3-8
第4節	消防機関へ通報する火災報知設備	
第1	用語の意義	2-4-1
第2	歩行距離の測定	2-4-1
第3	設置場所及び設置方法	2-4-2
第4	電源及び配線	2-4-11

第5	特例基準	2-4-12
第5節	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）	
第1	用語の意義	2-5-1
第2	設置場所及び設置方法	2-5-1
第3	電源及び配線	2-5-3
第4	特例基準	2-5-4
第6節	非常警報設備（放送設備）	
第1	用語の意義	2-6-1
第2	機器	2-6-2
第3	設置場所及び設置方法	2-6-2
第4	電源及び配線	2-6-12
第5	総合操作盤	2-6-12
第6	特例基準	2-6-13

第3章 避難設備

第1節	避難器具	
第1	用語の意義	3-1-1
第2	避難器具の選定	3-1-1
第3	設置位置等の基準	3-1-1
第4	避難器具専用室	3-1-13
第5	特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の取り扱い	3-1-14
第6	標識	3-1-14
第7	設置場所の明るさの確保	3-1-14
第8	特例基準	3-1-15
第2節	誘導灯及び誘導標識	
第1	用語の意義	3-2-1
第2	避難口誘導灯	3-2-1
第3	通路誘導灯	3-2-16
第4	客席誘導灯	3-2-23
第5	誘導標識	3-2-25
第6	電源及び配線	3-2-33
第7	総合操作盤	3-2-34
別記	誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯の各装置の接続例	3-2-35

第4章 消防用水

第1	用語の意義	4-1-1
第2	水源	4-1-1
第3	取水部の設置場所	4-1-9
第4	標識	4-1-9
第5	特例基準	4-1-9

第5章 消火活動上必要な施設

第1節	排煙設備	
第1	用語の意義	5-1-1
第2	設置方法	5-1-1
第3	非常電源及び配線	5-1-2
第4	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い	5-1-2
第5	総合操作盤	5-1-3
第6	特例基準	5-1-3
第2節	連結散水設備	
第1	用語の意義	5-2-1
第2	送水口	5-2-1
第3	選択弁	5-2-3
第4	配管	5-2-3
第5	送水区域の設定	5-2-5
第6	加圧送水装置及び水源	5-2-6
第7	散水ヘッド	5-2-7
第8	系統図	5-2-7
第9	排煙設備に係る取り扱い	5-2-8
第10	非常電源及び配線	5-2-8
第11	総合操作盤	5-2-9
第12	特例基準	5-2-9
第3節	連結送水管	
第1	用語の意義	5-3-1

第2	送水口	5-3-1
第3	配管	5-3-2
第4	放水口	5-3-6
第5	放水用器具格納箱	5-3-9
第6	加圧送水装置等	5-3-10
第7	非常電源及び配線	5-3-13
第8	総合操作盤	5-3-14
第9	特例基準	5-3-14
第4節	非常コンセント設備	
第1	設置方法	5-4-1
第2	総合操作盤	5-4-4
第3	特例基準	5-4-4
第5節	無線通信補助設備	
第1	用語の意義	5-5-1
第2	使用周波数	5-5-1
第3	設置方法	5-5-1
第4	総合操作盤	5-5-7
別記1	漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質	5-5-8
別記2	耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び耐熱形空中線の性能及び材質	5-5-9
別記3	耐熱箱の性能及び材質	5-5-11
第6章 非常電源		
第1	用語の意義	6-1-2
第2	非常電源の設置種別	6-1-2
第3	非常電源専用受電設備	6-1-2
第4	自家発電設備	6-1-6
第5	蓄電池設備	6-1-15
第6	非常電源回路等	6-1-17
第7	非常電源回路等	6-1-18
第8	特例基準	6-1-26
別記1	負荷出力合計 (K) の算出方法	6-1-39
別記2	発電機出力係数 (R G) の算出方法	6-1-46
別記3	発電機出力係数 (R G) の算出方法 (詳細式)	6-1-53
別記4	原動機出力係数 (R E) の算出方法	6-1-56
別記5	原動機出力係数 (R E) の算出方法 (詳細式)	6-1-62
別記6	諸元表	6-1-65
第7章 総合操作盤		
第1	用語の意義	7-1-1
第2	総合操作盤の設置	7-1-2
第3	防災センター等	7-1-7
第4	特例基準	7-1-7